

基礎問題小委員会の開催について（案）

- 各DGにまたがる横断的な検討項目、あるいは各DGではカバーしきれない検討課題について、議案の整理・細目の調査検討等を行い、総会における審議をより効率的・機動的に行うために、税制調査会議事規則第8条第1項に基づいて、総会の下に『基礎問題小委員会（以下、「基礎小委」という。）』を設置する。
- 基礎小委においては、外部有識者からのヒアリングや事務局からの説明を聴取し、委員間において学術的観点から課題の検討を行い、議案を整理する。
- 基礎小委での議論の様子は総会に報告され、総会ではこれを基に審議を行う。
- 基礎小委に属すべき者は、会長が指名する（正委員20名）。また、基礎小委では、委員の中から小委員長を会長が指名し、小委員長が事務を掌理する。

以 上